

添付法令資料 3 :

加工食品の製造施設における食品安全に係るリスク・マネジメント・プログラム  
(PMR) の適用に関する2023年3月13日付インドネシア共和国医薬品食品監督庁  
規則No. 10 (目次)  
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 PMR の適用 (第 2 条ないし第 7 条)
- 第 3 章 PMR の適用許可
  - 第 1 節 PMR の適用許可の発行手続 (第 8 条ないし第 18 条)
  - 第 2 節 PMR の適用許可の有効期間 (第 19 条)
  - 第 3 節 内部監査 (第 20 条)
  - 第 4 節 PMR の適用許可の延長 (第 21 条)
  - 第 5 節 PMR のデータの変更 (第 22 条)
  - 第 6 節 食品事故 (第 23 条)
  - 第 7 節 加工食品の登録範囲における事前の PMR の適用 (第 24 条ないし第 27 条)
- 第 4 章 段階的な PMR の適用許可 (第 28 条ないし第 37 条)
- 第 5 章 高リスク加工食品及び／又は BTP (食品添加物) 以外の加工食品を製造する製造者に対する PMR の適用 (第 38 条)
- 第 6 章 費用 (第 39 条)
- 第 7 章 監督 (第 40 条)
- 第 8 章 行政処分 (第 41 条ないし第 46 条)
- 第 9 章 経過規定 (第 47 条)
- 第 10 章 終則 (第 48 条ないし第 50 条)